

## 令和5年度愛媛県エネルギー利用量「見える化」システム導入促進事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 県は、県内中小企業者等のエネルギーコストの負担軽減を図るとともに、脱炭素化への取組みを後押しするため、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところにより、エネルギー利用量「見える化」システム（以下「システム」という。）を導入する県内中小企業者等に対し、予算の範囲内で、令和5年度愛媛県エネルギー利用量「見える化」システム導入促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 「エネルギー利用量「見える化」システム」とは、デジタル技術を活用し、請求書等の情報から、エネルギー利用量・コスト、CO2 排出量等を数値として表示・共有できるようにするシステムをいう。
- 二 「金融機関」とは、愛媛県内に本社又は事業所を有する金融機関をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助対象者は、別表第1で掲げる県内に主たる事業所を有する中小企業者等とする。

### (補助要件)

第4条 補助要件（補助対象事業、補助対象経費、補助対象期間及び補助額）は、別表第2のとおりとする。

### (補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、補助金交付申請書（様式第1号）に次の関係書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第1-1号）
- (2) 事業計画書（様式第1-2号）
- (3) 収支予算書（様式第1-3号）
- (4) その他知事が必要と認める書類

### (補助金の交付決定)

第6条 知事は、前条に規定する申請書を受領したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは必要な条件を付して補助金の交付を決定し、当該申請者に通知す

るものとする。

2 知事は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(補助事業の変更承認申請)

第7条 前条第一項の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)について、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ変更等承認申請書(様式第2号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の額の変更(ただし、交付決定額の変更を伴わない20%以内の変更は除く。)
- (2) 補助事業の内容の変更(ただし、補助事業の目的に変更をもたらすものでない軽微な変更は除く。)
- (3) 補助事業の全部若しくは一部の中止又は廃止

2 知事は、前項に規定する変更等承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは必要な条件を付して承認を決定し、補助決定事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、事業の完了した日から起算して30日を経過する日又は令和6年3月5日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第3号)に次の関係書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書(様式第3-1号)
- (2) 収支決算書(様式第3-2号)
- (3) 経費の支払いを確認できる書類(領収書、振込票等)の写し
- (4) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 知事は、前条に規定する実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認められるときは、補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定により額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令がなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金精

算払請求書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による補助金精算払請求書を受理した場合は、請求を受けた日から30日以内に補助金を交付するものとする。

#### （補助金の概算払）

第11条 知事は、前条の規定にかかわらず、必要と認めるときは、補助金の一部又は全部を概算払することができる。

- 2 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書（様式第5号）に関係書類を添付して、知事に提出しなければならない。

#### （交付決定の取消し等）

第12条 知事は、第7条第1項第3号に規定する申請があったとき又は次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 法令、規則又は本交付要綱に基づく知事の処分又は指示に違反した場合
  - (2) 補助金を他の用途に使用した場合
  - (3) 不正の手段によって補助金の交付を受けた場合
  - (4) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合
  - (5) 前各号に掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
  - (6) 補助事業者（その役員を含む。）が、愛媛県暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員等に該当することとなった場合
- 2 前項の規定は、第9条第1項に規定する補助金の額の確定があった後においても適用する。
  - 3 知事は、第1項に規定する取消しをしたときは、速やかに補助事業者に通知するものとする。

#### （補助金の返還）

第13条 知事は、前条第1項に規定する取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- 2 知事は、前項の返還を命ずる場合は、前条第1項第5号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期限に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

#### （補助金の経理等）

第14条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月19日から施行する。

別表第1（第2条関係）

補助対象者は、次の（1）から（4）に掲げる要件をいずれも満たすこととする。

（1）愛媛県内に主たる事業所を有する中小企業者等（下記①、②の要件を満たすもの）

①中小企業者の定義（※）

| 業種            | 資本金      | 常時使用する従業員数 |
|---------------|----------|------------|
| ① 製造業、建設業、運輸業 | 3億円以下    | 300人以下     |
| ② 卸売業         | 1億円以下    | 100人以下     |
| ③ サービス業       | 5000万円以下 | 100人以下     |
| ④ 小売業         | 5000万円以下 | 50人以下      |

※「資本金」又は「常時使用する従業員数」のいずれかの要件を満たす会社又は個人であること。

②補助対象者の範囲

| 対象となり得るもの   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・会社<br/>(株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社)</li> <li>・士業法人<br/>(弁護士法に基づく弁護士法人、公認会計士法に基づく監査法人、税理士法に基づく税理士法人、行政書士法に基づく行政書士法人、司法書士法に基づく司法書士法人、弁理士法に基づく特許業務法人、社会保険労務士法に基づく社会保険労務士法人、土地家屋調査士法に基づく土地家屋調査士法人)</li> <li>・中小企業組合<br/>(事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会)</li> <li>・個人事業主</li> </ul> |

（2）県税に未納がないこと

（3）みなし大企業でないこと

次のいずれかに該当する者は、大企業とみなして補助対象者から除きます。

①発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者

②発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者

③大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

（4）愛媛県暴力団排除条例（平成22年愛媛県条例第24号）に規定する暴力団若しくは暴力団員等又はこれらの者が役員である法人でないこと

別表第2 補助要件（第4条関係）

|        |  |
|--------|--|
| 補助対象事業 | <p>中小企業者等がシステムを導入する事業</p> <p>1 システム事業者が金融機関と提携し提供する、又は金融機関が自社サービスとして提供するシステムに限る。</p> <p>2 新たに導入されるシステムに限る。</p>       |
| 補助対象経費 | <p>システムの月額使用料</p> <p>1 初期費用は対象外とする。</p> <p>2 年間契約で一括払いの場合は、按分方式により算出された月額使用料相当額を対象とする。</p> <p>3 消費税及び地方消費税の額は除く。</p> |
| 補助対象期間 | <p>システムの使用を開始する月から令和6年2月29日まで（最大6カ月※）</p> <p>※ 無料期間など、月額料金が発生しない期間がある場合は、当該期間を除いた6カ月。</p>                            |
| 補助上限額  | <p>月あたり 11,000 円</p>   |